

微生物農薬の再評価の優先度について（案）

1. 背景

農薬の再評価については、「農薬の再評価に係る優先度の規準」（第17回農業資材審議会農薬分科会資料）に基づき、順次手続を進めているところ。

微生物農薬については、同規準に基づき優先度Dに分類されているが（令和7年9月30日現在で23成分）、円滑に再評価を進めるために、微生物農薬の中での再評価の優先度を定める必要がある。

2. 優先度の考え方（案）

我が国で製剤出荷量*が多い微生物農薬を優先して再評価することとしてはどうか。また、我が国で多く使用されていない微生物農薬であっても、有効成分である微生物が毒素や二次代謝物を産生する懸念がある場合は、優先して再評価を行うこととしてはどうか。なお、再評価を円滑に進めるために、同一の微生物を有効成分とする微生物農薬については、時期を揃えて審査を進めることとしたい。

優先度	種別	規準
優先度Ⅰ	製剤出荷量*の多いもの	製剤出荷量が5,000 kg/年以上のもの （ただし、出荷量によらず、有効成分である微生物が毒素や二次代謝物を産生する懸念があるものも含むこととする。）
優先度Ⅱ	製剤出荷量が中程度のもの	製剤出荷量が100 kg/年以上、5,000 kg/年未満のもの
優先度Ⅲ	製剤出荷量の少ないもの	製剤出荷量が100 kg/年未満のもの

*農薬要覧における、製剤の国内出荷量（令和元農薬年度～令和5農薬年度の平均）。原則として、国内生産量＋輸入量として算出。なお、種が同一の微生物を有効成分とする微生物農薬が複数あった場合、その総計とする。